

## 特車講習会に30人

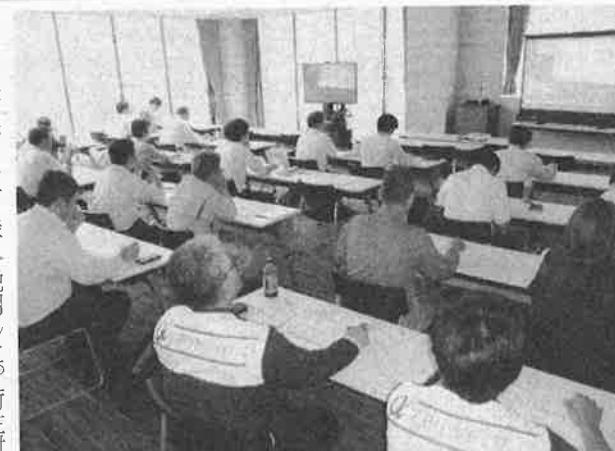
### TVシステムを活用

兵庫県トラック協会（福永征秀会長）は8月20日、県トラック総合会館で特殊車両通行許可講習会を開催した。遠隔地で行われる講演をTVシステムを

利用してリアルタイムで受けられる講習会で、兵庫は約30人が受講した。

講師は国土交通省道路局道路交通管理課車両通行対策室課長補佐の関谷正寿氏。関谷氏は「車両制限令と特殊車両の通行許可」をテーマに約2時間説明した。

特車通行許可制度の概略を説明する中で関谷氏は、重量制限超過の大型車両が道路構造物に与える影響について「コンクリート床版への影響度は重量（軸重）の約12乗に比例する」と説明、例えば軸重20tの重量超過車両の場合、軸重10tの約4000台に相当する



兵ト協の特殊車両通行許可講習会

量でない③申請後に経路や諸元など申請内容に変更がない場合に新規申請は3週間以内、更新申請は2週間以内としているが、「これは道路管理者間の協議が不要でかつ書類が完全にそろっているのが前提」と述べ、実際の審査期間は長期化していることを認めた。

関谷氏によると、審査日数は平成24年（10月第1週）は平均23日かかっていたが、28年（同）は平均55日に長期化しており、国交省では人手中心の作業を早期に自動化する方向で検討を急いでいると強調した。

疲労を構造物に与え蓄積されることになり、劣化を早める原因になると警告した。このため違法車両の取り締まりは自動計測装置や取締基地で徹底して行っており、重量が基準値の2倍を超える場合は特車許可の即取り消しの一方、重量も強める方向にあると

一方、特車許可の審査にかかる標準処理期間について、①申請経路が道路情報便覧の路線で完結している②申請車両が超寸法・超重

海コン協会が  
事務所を移転  
神戸・東灘区に  
阪神港海上コンテナ  
協会（山口与嗣雄会

長）は9月3日、事務所を移転した。電話番号も変更している。電話番号は658-0332。電話078-414-7333番、新住所は神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地、神戸ファッショ

ンマート7階7N-10。  
郵便番号は658-0332。電話番号は658-0333番、FAX078-414-7950番。